

令和3年9月1日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について【第63報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

見出しのことについて、緊急事態宣言の延長に伴い、下記の通りといたしますので、ご確認の上、ご協力よろしくをお願いいたします。

なお、現在実施の特別保育について、9月5日以降の対応については、別途お知らせいたします。

※本決定事項は9月1日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 実施内容

別添「緊急事態宣言に伴う就学前教育保育施設の対応について（令和3年8月6日変更）」（保護者向け）のとおり。

2 実施期間

令和3年9月12日（日）まで

緊急事態宣言に伴う

就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置等の対象といたします。

2【健康管理等の徹底】

○検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。

○園児については、発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合、及び保健所や医療機関よりPCR検査の必要があると判断された場合は、登園を行わないでください。

○同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。

○同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

○家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

3【外出の自粛】

○別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。

○県外への往来については、【第53報】のとおり、健康観察及び帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

4【園行事について】

○人を園に集める行事及び園児のみを対象とした行事（避難訓練等、園児の健康や安全に関するものは除く。）についても、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。